

令和 8 年度関川村総合防災訓練の実施の概要《大綱》

1 目 的

- (1) 関川村
災害時の初動対応などを練成して防災関係機関との緊密な連携体制の構築
- (2) 村 民
 - ・住民避難訓練を通じて自助（持出袋携行避難等）、共助（地域内の支え合い）の促進
 - ・イベント研修を通じて関係機関と地域住民との協力・共存体制を構築

2 期 日

- (1) 令和 8 年 1 0 月 1 8 日(日) 0 7 : 0 0 ~ 1 3 : 0 0
- (2) 別紙第 1 「令和 8 年度 関川村防災訓練 日(時)程(案)」

3 場 所

- (1) 村内全域（イベント会場は村民会館、せきかわふれあいどーむにて開催）
- (2) 避難訓練実施場所
 - ア 指定避難所（村職員を配置）
関川中学校、村民会館（アリーナ）、旧沼小学校、旧川北小学校、旧安角小学校、旧土沢小学校、旧女川小学校、女川ふるさと会館 8 カ所予定
 - イ 集落センターなど
開設・運営は各集落（自主防災組織等の計画で開設）

4 主要訓練課目

- (1) 住民避難訓練
 - ア 訓練想定
 - (ア) 大雨により各河川が増水し洪水・内水の氾濫の危険性が高まり、村内各地での土砂災害警戒情報発表に伴いハザードマップに示す浸水想定・土砂災害警戒の区域を対象に全村避難を想定
 - (イ) レベル 3 : 高齢者等避難→レベル 4 : 避難指示→レベル 5 : 緊急安全確保の直前まで災害が切迫する状況を段階的に設定
 - イ 訓練実施要領
 - (ア) 7 : 0 0 頃から新たな防災気象情報などを発信し訓練を開始する。
 - (イ) 村の体制が整い次第、住民は避難情報に基づき随時避難を開始する。
 - (ウ) 避難情報の発令時刻(基準)
高齢者等避難 7 : 3 0 頃発令、避難指示 8 : 2 0、8 : 3 0 に発令
 - (エ) 浸水害・土砂災害の初動時に集落・住民がとる実際の避難行動（避難先・経路・避難手段）を演練
 - (オ) 指定避難所への避難
 - a 県避難者支援システム（避難者向けアプリ、災対本部用WEB）を 1 0 月より運用を開始して、今回の防災訓練でシステムの活用を踏まえた避難者受付要領を訓練する。
 - b 避難者（スマホにアプリ登録済み）は村等の設置する受付所においてスマホアプリでQRコードを読み込み、避難者名簿にチェックして受付を完了する。

スマホにアプリを登録していない若しくはスマホを持っていない避難者は、備付名簿に氏名など記載して受付が完了となる。

村の受付は避難者の集落、性別、人数、非常持出袋の携行状況を記録する。

- c 集落自主防災会本部等による指定避難所における避難者の把握は村への受付（QRコードの読み込みと名簿チェック）の前後若しくは合同で行い、避難者の性別、人数と避難所に避難していない住民の所在の有無を確認し連絡の取れた者・取れない者の人数を村の受付職員に通報する。指定避難所内で大多数の避難者を受け付け避難状況の把握を予定する集落には集落専用のQRコードを別に準備する。

自主防災会本部等による指定避難所への避難者の把握と避難していない住民の所在を確認して避難所受付への報告は従来通り行う。

- d 別紙第2「指定避難所における避難者受付イメージ図」

(カ) 集落センターなど最寄の避難場所への避難

- a 自主防災組織などで管理している名簿などにより避難場所等において住民の避難状況を把握して災害対策本部総務課(64-1476)へ電話報告し、避難者名簿(様式随意)を記録・整理する。また避難していない住民がいる場合は電話呼集網などで所在の有無を確認し連絡の取れた者・取れない者の人数・状態を明らかにする。

b 報告要領：時間〇〇〇〇 〇〇集落 避難先〇〇 避難者 男性〇〇名 女性〇〇名 合計〇〇名 電話確認し所在の取れた者(世帯)〇〇名(軒)

所在が取れない者(世帯)〇〇名(軒)

- c 高齢者等で実際に避難又は支援要領をシミュレーションした場合その参加者数を報告

- d 名簿の様式(一例) 別紙第3「避難者管理名簿様式」

(キ) 浸水害、土砂災害のリスクのない集落の避難訓練参加要領

ハザードマップの浸水想定区域・土砂災害警戒区域以外で屋外に避難しなくてよい集落・住民は自宅など安全な建物内へ屋内退避の行動をとり、集落内の連絡網や見廻りなどで住民の安全確認をとって、村に異状の有無を報告する。

若しくは他の災害想定に置き換え避難行動を演練することを目的として集落センターなど緊急避難場所へ水平避難し避難状況を把握する。

(ク) 避難後各集落計画で行っていただきたい訓練の一例(9:00~10:00頃)

- a 避難者が携行した非常持出袋の持ち出し品を展開し中身の点検、確認
- b 防災倉庫内の視察、保管状況の確認
- c 避難所備品(ダンボールベット、パーティション等)の組立・使用点検・収納まで(訓練のため一部備品を貸出すことは可能)
- d 地域単位での簡単な炊出し訓練 など

- e 非常食配付：指定避難所で村の避難所担当から避難者(訓練参加者)へ配付

(ケ) 要支援者は行動可能な範囲で参加 無理をしない・させないことが原則

(高齢者等避難の訓練目的は、避難支援協力を確認して要支援者の避難支援要領を確認することにある。)

(ク) ペットを指定の避難所へ同行避難する場合は、室内にペットを入れず室外にてオナールが管理 細部は避難所担当職員(住民税務課)の指示を受ける。

(コ) 避難訓練は10:00までを目途に終了する。(村内放送等で指示)

(2) 災害初動対応訓練(内容:災害対策本部・指定避難所の開設(運営))

ア 災害対策本部開設運営

- (ア) 職員参集から災害対策本部の開設、本部会議を開催、村の防災対応、支援要請、避難情報発信等の重要な防災対策の意志決定を行う。
- (イ) 適時・適正な避難情報発信、災害対応経過などクロノロジーの時系列記録・整理、道路・河川・所管重要施設などの被害調査、点検、通行規制などを行う。
- (ウ) 関係機関、消防団と連携して水防活動、避難誘導等を統括する。
- (エ) 地域の自主防災組織などと連携して住民の避難状況・被害状況、所在(安否)の確認・把握をする。

イ 避難所開設運営

- (ア) 関川中学校、村民会館は施設管理者などが避難所施設を開錠、その後職員が追及し避難所を開設・避難者を受け入れる要領を訓練する。
- (イ) 各指定避難所の役場受付は各集落の避難状況を把握する。
避難者名簿などを各自主防災会等の協力を得ながら作成
- (ウ) 災害対策本部との情報伝達
防災行政無線・通信機器を活用し各避難所の避難状況を災害対策本部に連絡
- (エ) 受付時、避難者の非常持出袋など携行状況を確認し本部に報告する。
- (オ) R7年度の避難訓練では関川中学校及び旧土沢小学校の避難所において下関、大島の自主防災組織が本部を開設し各集落の避難者を受け付け避難状況を把握した。
避難者受入れ後は各集落ごと非常持出袋の内容を確認するなど点検の確行を奨励する。
- (カ) ペット同行避難者には避難所担当職員(住民税務課)で対応予定

(3) 避難訓練の状況付与・時程

伝達要領

①広報無線・個別受信機からの緊急放送 → ②防災タブレットからの緊急通知

時 間	シナリオ(案)
7:00～ 7:30	・(訓練放送) 「気象・水象など防災気象情報に関する住民への警戒情報発信」 →ハザードマップ確認、非常持出袋(持出品)準備、自主防災組織本部参集等 ・災害警戒本部開設 ・国交省に排水ポンプ車の派遣調整
7:00～ 8:00	・指定避難所開設準備～開設 ・災害対策本部開設準備 ・消防団本部役場庁舎設置 ・河川等巡視体制強化 ・誘導員配置、避難経路確認
7:30～	(訓練放送) 広報無線等放送【高齢者等避難発令】- 緊急放送 ・荒川と支川の水位上昇 ・土砂災害警報発表(レベル3)

7:30～	『高齢者等避難発令』－女川、川北、霧出、湯沢など ・村は災害警戒本部から災害対策本部に体制移行 ・国交省に排水ポンプ車の派遣要請（高田排水樋管付近）
	・住民－高齢者等避難（シミュレーション可） ・関係機関－避難誘導 －災害対策器材の派遣
8:20	（訓練放送）広報無線等放送【避難指示発令】－緊急放送 ・線状降水帯が胎内・村上上空に停滞、荒川の水位が急上昇 ・女川・鍬江沢川・赤谷川など支川でも水位上昇 ・土砂災害危険警報発表（レベル4）－女川、川北、湯沢、霧出 ・排水ポンプ車設置完了、排水開始 『①避難指示発令』－女川、川北、湯沢、霧出、四ヶ字各地区
8:30	・大石ダム 緊急放流開始予告(2h後放流) ・線状降水帯が関川村上空停滞 『②避難指示発令』－村内全域(下関、上関、七ヶ谷、九ヶ谷)
	・住民－避難 ・関係機関－避難誘導
10:00 (18:00)	【8時間経過後に状況をスキップ】 ・避難指示解除、指定避難所閉鎖－天候、土壌雨量の回復、荒川本流及び支川の水位が下降（水防団待機水位以下） （訓練放送）広報無線等放送「住民避難訓練終了」

※「」は一般放送、内『』は緊急放送とする。

5 防災機関の訓練概要【案】

(1) 住民避難訓練・災害初動対応訓練

No	関係機関	場所	訓練内容
①	災害対策本部	役場庁舎	・情報収集、通信確保、避難情報発信 ・指定避難所開設、職員配置 ・管内パトロール、応急対策
②	羽越河川国道事務所	高田排水樋管付近	・排水ポンプ車・照明車の現地派遣 ・排水作業（高田側内水→荒川）
③	関川村消防団	役場庁舎	・消防団本部設置
		村内全域	・水防団待機→出動 ・河川の巡回巡視、主要避難経路確認 ・避難広報、避難誘導 ・水防作業
		指定避難所など	・非常通信（防災行政無線）接続 ・看護隊派遣 ・QRコード受付支援 ・炊出し～配食
		備考	※細部は調整による。

(2) 防災イベント・研修

ア 参加関係機関、会場及び訓練課目・内容【細部調整中】

No	関係機関	場所	訓練内容		備考
①	陸上自衛隊	関川 ふれあいど〜む	・ 車両、装備品の展示 ・ 救急法、搬送法の展示		村民対象 消防団・ 職員奨励
②	飯豊山系砂防事務所		・ 土砂災害発生模型実演 ・ パネル展示		
③	羽越河川 国道事務所		・ パネル展示 ・ 災害対策器材の展示		
④	村上地域振興局 地域整備部		・ パネル展示 ・ マイタイムライン普及		
⑤	村上警察署		・ 警察車両の展示		
⑥	村上市消防本部 関川分署		・ AED、救命講習 （一般的な講習会コース） ・ 消防車両の展示		
⑦	NTT東日本		・ AR、VR体験コーナー ・ 災害伝言ダイヤル171体験		
⑧	損保ジャパン 新発田支社		・ 防災イベント	調整中	村民対象
⑨	関川村消防団		・ 非常持出袋展示		
⑩	関川村社協		・ ボラセン展示等		
⑪	県防災リーダー （佐藤隆平氏）		・ 防災基本研修 マイタイムライン		村民・消防 団対象
⑫	関川村総務課		・ 防災タブレット教室（仮称）		村民対象
⑬	・ 関川村総務課 ・ 新潟県防災局 ・ 中越防災安全推進機構	村民会館 （大ホール）	・ 村長挨拶、訓練講評 自主防災シンポジウム 【仮称】 ・ 災害教訓からの自助、共助 ・ 災害への日頃の備え		村民、自主 防・消防団 対象 職員等奨励

イ 別紙第4「会場配置図(案)」

6 連絡事項

- (1) 住民避難訓練、防災イベントには小・中学生、高校生など児童・生徒の訓練参画を奨励
特に奨励するイベント：土砂災害発生模型実演、防災基本研修(マイタイムライン)
AR、VR体験コーナー(浸水体験)・災害伝言ダイヤル171体験、損保ジャパンの防災イベント、
自衛隊、国交省、消防署、警察署の出典・展示など
- (2) 住民向け防災訓練案内パンフレットを10.1号広報に合せ全戸配布
- (3) 村の備蓄状況の公開について

村は災害対策基本法第49条の2（地方公共団体の長は、毎年一回、前項の規定（防災に関する設備等の整備・点検義務）による物資の備蓄状況を公表しなければならない。）に基づき、別添の別紙第5「一覧表」のとおり7月末に備蓄状況をホームページへ一般公開する。

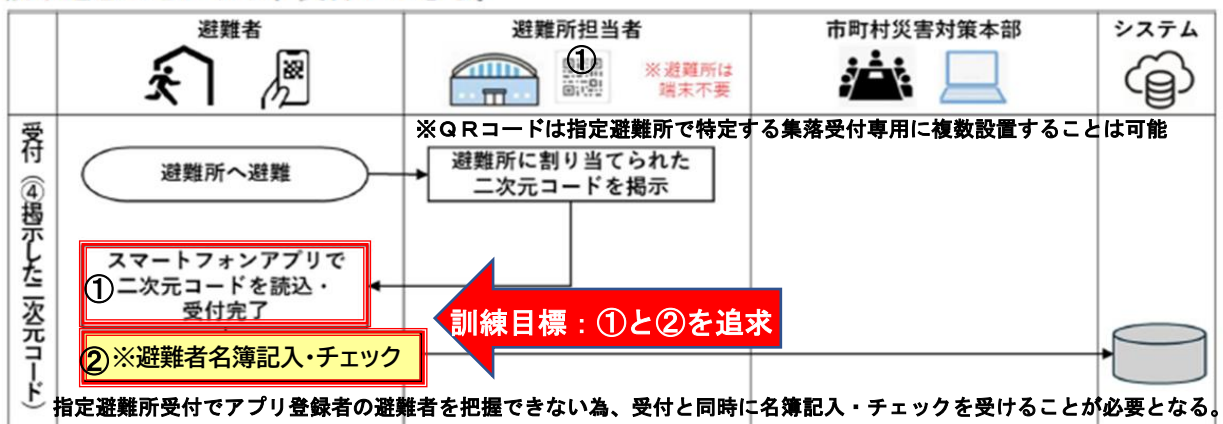
指定避難所における避難者支援システムを活用した避難者受付イメージ図

●スマートフォン避難者用アプリによる指定避難所受付の概要

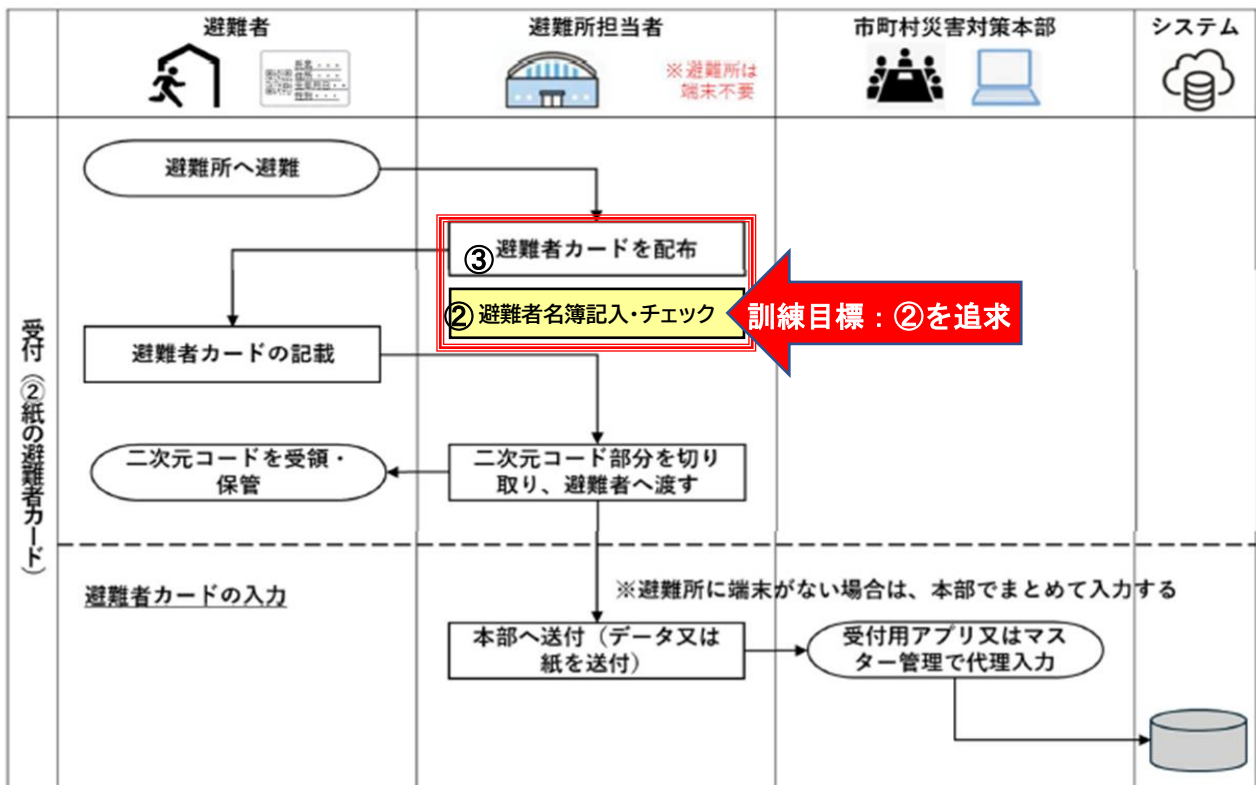


●避難所に掲示した二次元コードで受付（避難者アプリを登録した避難者の場合）

避難所に、避難所ごとに割り当てられた二次元コードを掲示し、避難者が受付用アプリで読み込むことにより、受付ができる。



●紙媒体（避難者名簿等）で受付（スマートフォンを携帯していない場合）



※集落で事前に避難者を把握した避難者名簿を指定避難所の村受付に提出する場合、QRコードに避難者を通すとダブルカウントとなる為、QRコードを通した避難者を名簿等にQRコード入場などチェックする。

会場配置図(案)



【来場者駐車場】

●せきかわふれあいど〜む

指定の臨時駐車場(河川敷)、道の駅周辺の空きスペース駐車位置

●村民会館

指定の駐車場

担 任：総務課 防災専門官

高野 正己

電 話：0254-64-1476

F A X：0254-64-0079

